

入札内訳書の作成要領

1 入札内訳書の内容及び様式

仕様書に記載する要件を満たした見積もりとなっているかを確認するため、以下の項目について、いずれも消費税及び地方消費税を含まない金額で記載すること。

- (1) 機器・ライセンス及び保守パッケージ等の品名、型番、数量及び金額
- (2) 各機器の搬入設置およびシステム導入設定にかかる金額
- (3) NW保守事業者への連携にかかる金額
- (4) 賃貸借契約満了時の機器回収およびデータ消去にかかる金額
- (5) その他諸経費等の金額
- (6) リース料率

上記内容を含んでいれば、**様式は不問**とする。

2 入札内訳書の提出にあたっての注意事項

- (1) 入札内訳書の提出がない場合は、入札を無効とする。
- (2) 提出された入札内訳書に基づく計算額が入札金額と相違する場合、又は記載内容に不備がある場合は、入札を無効とする場合がある。
- (3) 談合があると疑うに足りる事実があると認められる場合には、必要に応じ、入札内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがある。
- (4) 提出された入札内訳書は、府中市情報公開条例第11条に基づく公開請求があった場合、同条例第7条の非公開とすることができる情報に該当するものを除き、公開の対象となる。
- (5) 提出された入札内訳書は、返却しない。